
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

本資料の目的

1. 本資料では、第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（リース会計）**

2. 2023 年 5 月 2 日に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等を公表している。当該公開草案では、すべての借手のリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発を行っており、基本的な方針として IFRS 第 16 号「リース」の単一モデルを基礎として進めることを提案している（参考資料 1）。

（金融商品会計（金融資産の減損））

3. 第 47 回企業会計基準諮問会議では、以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）において、ステップ 2 及びステップ 3 の論点について検討を行っていることをご報告した。

ステップ	検討事項
1	ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準*1の開発 *1 国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準
3	ステップ 2 を適用する金融機関の貸付金以外への適用の検

	討
4	金融機関に適用される会計基準*2の開発 *2 IFRS 第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

4. 前回の報告の後、第499回企業会計基準委員会（2023年4月11日開催）において、ステップ2及びステップ3に関するこれまでの審議の状況を整理したうえで、今後の進め方について審議を行った結果、以下のとおり検討を進めることとされた。
 - (1) ステップ2及びステップ3で追加的に検討すべきとの意見が聞かれた論点について審議を行う。
 - (2) ステップ2及びステップ3の審議で異論が聞かれている論点に関する議論は一旦このままとしておき、ステップ4を議論した後に再度議論する。
 - (3) 今回開発する会計基準の全体像を示すため、ステップ4の検討を開始する前にステップ2を適用する金融機関における開示に関する審議を優先して進める。
5. 現在、前項の整理に基づき、(1)ステップ2及びステップ3で追加的に検討すべきとされた論点についての審議を行っているほか、(3)ステップ2を適用する金融機関における開示に関する審議を開始している。

その他の主な会計基準の開発

（金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するIC0トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）

6. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するIC0トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
7. 第47回企業会計基準諮問会議以後は、審議を行っていない。

(資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い)

8. 2022年8月1日に開催された第484回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討することを決定し、審議を行ってきたが、2023年5月31日に実務対応報告公開草案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等を公表している(コメント募集は2023年8月4日まで)(参考資料2)。

(グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応)

9. 令和5年度税制改正においてグローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正が行われたことへの対応として、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」を2023年3月31日に公表している(参考資料3)。当該実務対応報告では、当面の間、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算を含む。)における税効果会計の適用にあたっては、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととし、公表日以後適用することとしている。
10. なお、今後、本プロジェクトにおいては、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の可否を検討することを予定している。

(パーシャルスピノフの会計処理)

11. 2023年3月8日に開催された第497回企業会計基準委員会において、事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関し、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について、企業会計基準諮問会議から新規テーマとして提言を受けた。この提言を受けて、2023年3月22日に開催された第498回企業会計基準委員会において、当該会計処理について新規テーマとして取り上げることを決定し、2023年4月より審議を行っている。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

12. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日公表)で示された金融商品取引法上の四半期開示義務の見直しに

ついて、関連する金融商品取引法等の一部を改正する法律案が 2023 年 3 月 14 日に第 211 回国会に提出された。これを踏まえて、2023 年 5 月 29 日に開催された第 502 回企業会計基準委員会では、金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、四半期財務諸表に関する会計基準等の改正又は修正について検討を行うことを決定した。

その他

(日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管)

13. 企業会計基準委員会と日本公認会計士協会の事務局との協議により、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）を立ち上げた。本プロジェクトについては、移管に着手する前の段階において、2023 年 6 月 20 日に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」を公表し、移管のアプローチ等に関する意見募集を行っている（意見募集は 2023 年 8 月 25 日まで）（参考資料 4）。移管のアプローチの概要は以下のとおりである。

(1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等についてはすべて移管プロジェクトの対象とする。その際、現状の実務指針等に関する内容については文言単位で一切変更しない。この移管は、2024 年 3 月までに完了することを目途とする。

(2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等は移管プロジェクトの対象としないが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施する。この調査研究は、2024 年 6 月までに完了することを目途とする。

14. 日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管にあわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行う。

以 上